

第9回 精華町上下水道事業審議会 議事録

日時

令和4年11月7日（月）午後2時00分～午後4時30分

場所

精華町上下水道部事務所 2階 会議室

出席者

川勝委員、片上委員、矢野川委員、白畠委員
高橋委員、田尻委員、長谷川委員、吉岡委員

欠席者

小島委員

事務局

木村上下水道部長、吉岡経理営業課長、山本上下水道課長、佐藤経理営業課課長補佐、浅田上下水道課課長補佐、下村経理営業課庶務係担当係長、小林上下水道課施設管理係長、河野上下水道課施設建設係長、川嶋会計年度任用職員

傍聴者

なし

議事

1. 開会

開会宣言

2. 審議事項

①水道事業の経営努力について

- ・水道メーター隔月検針の導入
- ・水道出前授業

資料1、資料2により説明

【主な質疑】

(吉岡委員) 経営改善の取り組みで、2か月に1回という隔月検針を導入されますが、委託料はどのくらい削減されるのか、金額ベースで教えていただきたいと思います。

(事務局) 現在、検針は、精華町シルバー人材センターに委託し、消費

税抜きで年 9 百万円程度の委託料となっており、それが半額程度になると見込んでおりますが、具体的には来年度の契約になりますのではっきりした減額額は決定しておりません。

(片上委員) 今のお話ですと、月に 80 万円程度の委託費となっているわけですが、2 か月に 1 回の検針とすることで、委託費も 2 か月に 1 回分になるということで半分近くに削減されるわけでそれは良いことだと思います。徴収については、5 月に 4 月分を請求されるわけで、ずっと 1 か月分が遅れることとなるので、今は金利が安いから良いが、金利が上がってくると 1 か月遅れの入金では毎月の資金繰りも大変だと思うので、暫定計算をして、4 月に暫定金額を請求しておいて、それを入金してしていただいて、5 月に検針した段階で精算をするというような方法は取れないでしょうか、その方が良いのではという提案です。

(事務局) 委員のおっしゃるとおり、4 月分が丸々請求がなくひと月飛ぶことになるのですが、暫定という方法は難しいところがございます。実際の使用水量ではない額を支払いしていただくことに関しては、本来の額より多く支払う方や少ない方が出てくると思います。そういうことも含め暫定的な支払いは難しいと判断しています。また事務的にも煩雑になり齟齬が生じることも考えられますので、暫定請求というのは良い方法ではないと考えております。他市町でも 2 か月検針を実施される時にこのようなことが発生しておりますので、近隣のやり方も研究いたしましてこのやり方でと考えているところでございます。

(矢野川委員) 2 か月に 1 回の検針となると、年度末 3 月の請求が翌年度請求となってくるが、未収金とか会計上の影響がないのか教えてください。また、収入未済というか、貸し倒れのリスクとかどのくらいあるのか教えてください。

(事務局) 上下水道事業は企業会計であり、発生主義に基づいて経理をしておりますが、水道料金につきましては、実際にメーターを見て、そこで使用水量を確認するという実現主義の面も合わせ持っておりますので、実際に検針されていない部分について未収という形で計上するものではなく、令和 5 年度につきましては、丸々 1 か月分は決算上抜け落ちるということになりますが、その年度のみそういうことになるということでございます。

(会長) 検針を隔月にするのに、請求は毎月にするというのは、隔月では何か不都合があつたのでしょうか。

(事務局) 府内では、京都市など隔月検針、隔月徴収をされているとこ

ろもあり、その方が経費的にも少し安価になると考えたのですが、実際に生活をされているご家庭の生活サイクルで、毎月のお給料を基に支払い等をされていることを考えますと、2か月まとめることによって上下水道料金が上がると感じることよりは、これまでの生活スタイルに合わせた形で毎月支払いをしてもらう方が良いのではないかという考え方を重視して、検針は隔月に行うけれども支払いは毎月という形にさせていただきました。

(田尻委員) 隔月検針について、経費が安くなるというのは理解していますが、シルバー人材センターのみに発注されているということでしたので、競争相手がないと言い値になってくると思いますし、非常に委託費は安いとは思うのですが、民間では非常に難しいと思うのですが、そこだけに委託というのは困るので、しつかり検針方法、検針事業者のこととも考えてもらう必要があると思います。意見だけです。

(事務局) 高齢者の雇用安定ということで、シルバー人材センターが設立されておりままでの、検針業務を発注しているところでございます。当然単価の妥当性につきましては、本町としても民間に発注した場合の単価を見たうえで、判断しております。ただ今後もシルバー人材センターがこの業務をやっていただけるかどうかは、定年延長などで人材確保が難しいと聞いておりますので、そこは時代に応じた考え方をしていきたいと考えています。

(会長) 出前授業について、小学生にレクチャーするというのは非常に難しいと思いますし、私も経験があるのですが、子供たちに寄り添った授業が必要です。このスライドは非常に解りやすいと思いますし、子供たちが関心をもつていろいろ聞いてくることにはしっかり回答していただいたら非常に良い授業になると思います。ちょっと余計なお世話になりましたが、参考にしていただければと思います。

②令和3年度精華町水道事業特別会計の決算について

資料3、4、5により説明

【主な質疑】

(吉岡委員) 決算書、財務資料から、料金回収率は60数%という状況で

あり、供給単価と給水原価にも大幅な乖離があります。また、決算の審査意見でも収支状況の改善策を検討する必要があるとされています。その一方で、冒頭の部長の挨拶では料金の改定を令和5年度に延期することに決まったということでした。いろいろな物価が上がっている状況の中で水道料金の値上げはなかなか厳しい状況であり、現在料金改定を検討されている他の自治体でも、精華町と同様に料金改定を延期するかどうか検討されているところが多いのかなと思っておりますが、いつになれば料金改定ができるのか、何か基準を決めておかないとずるずると延期になってしまう可能性もあるのかと危惧しております。その辺りのお考えがあれば教えてください。

また、広域化についての検討状況についても教えてください。

(事務局) 料金改定について私の冒頭のあいさつの中で延期させていただいたことをお話させていただきました。本審議会においても、上水道、下水道料金共に段階的に回収率100%まで上げていくという答申をいただきました。今現在、下水道使用料を一回だけ引き上げさせていただいたという道半ばの状況であります。今回料金改定を見送った背景は、昨今の物価上昇をやはり無視できないと思っております。他市町では、現在も水道基本料金の減免をされているところもあり、そのような時に本町が水道料金の値上げに踏み切るということは難しいと考えて延期とさせていただきました。今年度については、経営努力として隔月検針の条例提案にとどめ、来年度の状況を見る中で、来年度中には料金改定の条例提案の判断をしたいと考えております。

広域化につきましては、京都府を中心に議論がなされています。広域化といいますと、従来は経営統合、すなわち事業団化ということになっておりましたが、最近は隣町の施設との統合や、窓口業務の一元化など事務の共同を含めて広域化というようになりました。そのようなことをまとめて京都府が今年度中に京都府水道グランドデザインを策定するということになっております。ただ府内市町で水道事業の経営について開きがあり、これを一足飛びに広域化事業団化は難しいと考えられており、今後も精華町の水道事業が少しでも有利になるように広域化の議論を深めていくことになると思っています。

(長谷川委員) 水道事業は住民に給水サービスを、安価で、安定して、提供し続けるが求められています。そのためには官民連携など含め広域化の議論を町が主体となって進めて行く必要があると思

います。水道施設の管理などを行う技術者の不足、人材確保については待ったなしの大きな問題であります。今年の9月に静岡県で発生した災害で13日間も断水し住民生活に大きな影響がありました。そういう時にこそ広域化した対応がいきつくることになります。私はできるところから広域化の取り組みを進めていけばよいのではと思っています。その辺りのお考えはどうですか。

(事務局) 広域化については一足飛びではなく、取り入れられるところから取り入れていきたいと考えています。技術者の方への講習会等を近隣の市町が共同で開催するなど、何でもかんでも広域化という言葉でとらえるのではなく、取り入れられるところから取り入れていきたいと考えています。

(田尻委員) 水道事業の財政健全化が大事だと思っています。基金を食い潰しているようでは困ります。今後少子高齢化が進む中、大災害の時に基金が大事になってくると思います。水道事業も民間と同じような考え方をもって、将来に向けての取り組みをしっかりしていく必要があると思います。そういう意味では一番大きいのはやはり災害だと思いますので、その時にどうするのか、町内だけでやっていくのか、町外も含めてインフラ整備をするのか一緒にやっていく部分を考えておく必要があると思います。

(事務局) 職員の意識付けといたしまして、我々は企業会計の職員としての意識をもって仕事をしており、特に公共下水道事業も公営企業会計となり、この事務所全体が企業体ですので、より一層企業職員という意識付けを行っていきたいと思っています。

また、災害については、一つの町で対応できるという問題ではありません。一昨年の和歌山県の水管橋の事故の場合には日本水道協会を通じて要請があれば、応援できるようにその準備もしておりますし、災害が起こればそういう対応になると思っています。

(会長) 他の市町ではこの基金がないため、一般会計から繰入れることになりますが、この基金のおかげでそこにしわ寄せがいかないことになっています。非常にありがたい基金ですが、この審議会でも何度も危惧しているように、この基金が枯渇すればどうするのか、基金が枯渇するまで使い切るのか、その前に手を打つか、ということを考えないといけないと思います。1年で1.4億円程度の基金の支出がありますので、枯渇すると町の財政規模からいえば、毎年1%相当の一般会計からの操出が必

要となってきます。そうなるといろいろ住民サービスに影響があると考えられますので、そろそろ基金に変わる代替財源をいかに確保するかを考えておく必要があると思われます。まだ、10年くらいは持つという考えはまずいかなと思います。

もう一点、未収金については、どこの自治体も苦労されています。未収金は、取れるはずの料金が回収されていないというお金ですが、令和2年度で6,627万円、毎年発生するこの未収金も無視できない金額であると思います。これを長く放置しておくと、今後の料金の引き上げを考えたときに公平性も問われてきますし、料金改定の条件として、本来、支払わなければならない人に支払ってもらうということが大前提になりますので、今後の引き上げということを考えますと、未収金回収もしっかり考えておかないといけないと思います。

(事務局) 基金については、10億円は災害対策として残しておきたいと思っていますが、毎年受水費としての繰入も必要となります。

楽観視しているわけではないのですが、他市町との違いとして、学研都市はまだ概成はしておらず、今も新たな開発が進んでおり、府営水の使用量もある程度まだ上がっていくと想定しており、料金収入も増えてくると考えています。開発が進めば、町としての恒常的な水道使用量も見え見えますし、料金改定を考えていく中で全体を見通して可能な限り基金を存続させていきたいと考えています。

もう一つ未収金について、3月の使用料金は口座振替日が3月26日で、この日が土曜日や日曜日の場合、引き落としの日が後にずれ、非常に大きな収入であります口座振替の収入が年度内に入金できず翌年度になってしまふことがあります。年度により未収金に差が出てきています。そこで一般会計と同様に出納整理期間の5月末までと考えて徴収率を整理した場合、令和3年度は、3月末で現年度分徴収率が98.27%ですが、5月末になりますと99.78%となります。このようなことから決算書の未収金は、口座振替日のタイミングが大きな要因であります。また、未収金を減らす方法として督促方法を変えてみるなどの対策を行っており、その結果未収額も年々減少しております。

(会長) 要するに説明を受けた未収金については、年度跨ぎで支払っていただいているということで、実はもっと少ないということですね。経年で見ても未収金の削減に努力されているということは理解いたしました。口座振替のタイミングの問題は何か方

法を考えて町民の皆さんにも説明しておく方がよいのかなと思います。

③令和3年度精華町公共下水道事業特別会計の決算について

資料6、7、8により説明

【主な質疑】

(吉岡委員) 下水道事業に関しては、資金繰りに不安があると思います。

その一方で、昨年度よりキャッシュとしてはプラスになってきておりますし、経費回収率も100%近くで推移しているので、多額の資金が必要となるタイミングを乗り切ることができれば、将来的にはキャッシュはプラスの水準を維持していくぞうだと思います。下水道事業は供用開始からあまり年月が経っていないので、資産の老朽化が進んでいないと思いますが、今後老朽化が進む中で更新投資にあたって追加の資金が必要になってくることが予想されます。企業債残高もかなり大きい中で、手元の運転資金だけでなく、今後将来を見据えて内部留保をどのようにしていくのか、経営戦略等で検討されているかとは思いますが、今後も定期的なモニタリングが必要になるかと思います。特別利益のところに消費税の更正請求がありますが、その経緯を教えてください。

(事務局) 消費税の更正請求については、昨年度総務省のアドバイザー事業を活用して公営企業会計に精通した方のご指導により、決算書などを見てもらった結果、繰入金等の特定収入の考え方について見直しができる可能性がある指摘を受け、税務署と協議を重ねたうえ更正請求ができたものです。今後もインボイスの開始もあり、しばらくは専門家の指導を仰ぎ消費税の申告をしていきたいと考えています。

(矢野川委員) 更正請求により5年分認められたということですが、それ以前の額について把握はされているのか。

(事務局) 算出しておりません。

(矢野川委員) 更正請求により還付された金額は歳入に記載されていますが、それ以前のものについて、下水道会計の負担になっていると思うのでその辺の開示はしていかないのか。

(事務局) その時点において、誤った経理をしていたわけではありません。その時点での限界、特定収入の考え方など可能な限りの計算をした中で算出したものであり、税務署が承認されている申告であるため、改めて算出する考えはございません。

(会長) 専門家の間でも見解が分かれるような高度な案件でありますし、今後も自分たちだけでは判断できないようなケースの場合は、専門家と相談してやっていってほしいと思います。先程の答弁でも当面そういうやり方をしていくということなので、よろしくお願ひします。

《その他全体を通じての意見》

(白畠委員) 検針が2ヶ月に1回になりますが、今まで毎月支払いをしています。2ヶ月に1回の請求ということで経費が下がるということも理解しますが、いずれ水道料金が改定される中で、その改定後時間をおいてから2ヶ月分をまとめて支払うようにしたらよいと思います。改定分と2ヶ月をまとめることが同時に行われると一般家庭としては少し辛いかなと思います。

(高橋委員) 水道料金の徴収については、理解が得られれば2ヶ月に1回で良いと思うが、最初はかなりの抵抗があると思います。銀行の手数料など半分になり企業会計上非常に大きな影響があるので、私的には2ヶ月まとめての支払いでよいと思います。

小学校の出前授業について、良いことなので是非やってほしいし、小学校の申し込みが少ないというのは非常に残念です。子供は水道というのは蛇口を捻れば勝手に出てくるものだと思っていますし、水の大切さなど教えるということは大変重要であると思いますし、是非やっていただきたいと思いました。

(白畠委員) 私もそう思いました。小学校は5校あるので、各校長先生もいろんなことを取り入れてやっておられるので、出前授業もやってほしいと思います。

(会長) 子供達にとっては大事な学びの場となりますので、出来るだけ周知をして、「そういう機会を作っていただけませんか。」ということを、働き掛けていただくようよろしくお願ひします。

また、2ヶ月まとめての徴収については、いろいろ意見があると思いますが、まず毎月徴収で進めて、しかるべき時期に2ヶ月まとめての徴収もご検討いただければと思います。

最後に基金について。精華町の場合、学研区域の開発がもう少し残っているという状況で水道の使用量ももう少し増えるという可能性があり、料金収入も増加するという他の自治体と比べると非常にポテンシャルが高い状況ではあるのですが、収入増だけで、基金なしで経営できるというものでもないと思います。入ってくる企業も水利用を抑えるだろうし、その技術の

発展は目覚ましくて、使用水量も想定以上に抑えられると思いますし、SDGsの関係も意識の高い企業が立地してくると思われる中でかなり低めに想定しておくことが良いと思います。また、基金の代替え財源の確保策においてもいろいろ考えておく必要があります。楽観的なパターンや厳しめのパターンなどを想定した上で、料金の引き上げと併せた考え方で基金の減少を防いでいく必要があると思います。

3. 閉会

以上